

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行情）諮問第143号）

答申日：令和2年9月7日（令和2年度（行情）答申第237号）

事件名：特定文書中の特定部分の根拠が分かる文書等の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「①本件開示請求書添付の別紙（以下「添付文書」という。）青丸部分の根拠がわかる文書，あるいはどうしてもわかったかがわかる文書。②添付文書赤丸部分の表現がどうしても出てきたかがわかる文書。③添付文書赤丸部分の根拠がわかる文書。」（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月25日付け防官文第20648号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った文書不存在による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消し及び文書の再特定・全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

「徐々に」という言葉がいきなり出て来るはずはない。担当課と特定課との間でやり取りした文書があるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，これを探索したが，保有を確認することができなかったことから，法9条2項に基づき，平成27年12月25日付け防官文第20648号により文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行ったところ，異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については，海上幕僚監部の関係部署において，机，書庫及びパソコン内のファイル等を探索したが，保有を確認することができず，関係職員にも聴き取りを行ったが，その作成及び取得を確認することができなかったことから，不存在につき不開示としたものである。また，本件

異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「「徐々に」という言葉がいきなり出てくるはずはない。担当課と特定課との間でやり取りした文書があるはずである。」と主張し、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については、関係職員からの聴き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年7月16日 審議
- ④ 同年9月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、添付文書中の特定部分に記載された内容についての根拠等が書かれた文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1及び3について

ア 本件対象文書1及び3の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書1及び3は、添付文書に記載されている各文言の根拠等が分かる文書である。

(イ) 添付文書は、特定年月日に防衛省において受付をした別件開示請求に係る開示請求書にメモ書きを付したものであり、異議申立人が指摘する部分は、いずれもそのメモ書き部分であると認められるが、本件開示請求を受け、関係部署において聞き取り調査を行ったところ、通常、開示請求に対応する職員が記載するものではなく、当該メモ書き部分の記述を行った経緯及び記述者については不明であり、本件対象文書1及び3に該当する文書を作成又は取得した事実は確

認できなかった。

さらに、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書1及び3に該当する文書の存在は確認できなかった。

(ウ) 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度上記(イ)と同様の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

イ 職務上関係する職員に対して聞き取り調査を行ったが、本件対象文書1及び3の作成又は取得した事実は確認できず、関係部署の探索によっても当該文書の存在は確認できなかった旨の上記ア(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見いだせないことから、防衛省において本件対象文書1及び3に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件対象文書2の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書2は、添付文書に記述されている表現がどうして出てきたかが分かる文書である。

(イ) 添付文書は、特定年月日に防衛省において受付をした別件開示請求に係る開示請求書にメモ書きを付したものであり、異議申立人が指摘する部分は、いずれもそのメモ書き部分であると認められるが、本件開示請求を受け、関係部署において聞き取り調査を行ったところ、通常、開示請求に対応する職員が記載するものではなく、当該メモ書き部分の記述を行った経緯及び記述者については不明であり、本件対象文書2に該当する文書を作成又は取得した事実は確認できなかった。

さらに、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(ウ) 異議申立人は、「担当課と特定課との間でやり取りした文書があるはずである。」と主張する。

そのため、諮問庁は、関係部署において、特定課間で何らかのやり取りがあったか否かについても聞き取り調査を行ったが、やり取りの有無について確認できなかった。

(エ) 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度上記(イ)と同様の探索を行ったが、本件対象文書2の存在は確認できなかった。

イ 本件対象文書2の存在は確認できなかった旨の上記ア(イ)ないし(エ)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見いだせないことから、本件対象文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、平成30年3月の諮問から、本答申までに約2年4か月の期間が経過している。

その間、当審査会は、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって必要であった事項の確認を求めたにもかかわらず、諮問庁の回答が滞り、当審査会の審議に必要な説明が行われない状況が長期間にわたった。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子